

# いじめの防止等のための基本方針

平成 26 年 7 月 1 日

静岡県立清流館高等学校

(平成 31 年 3 月 日 改定)

(令和 6 年 8 月 23 日 改定)

## 目 次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| はじめに .....                      | 1 |
| 第1章 基本的な事項 .....                | 1 |
| 第2章 いじめ対策委員会の設置                 |   |
| 1 名称 .....                      | 2 |
| 2 構成員 .....                     | 2 |
| 3 役割 .....                      | 2 |
| 第3章 いじめの防止                      |   |
| 1 生徒相互の人間関係づくり .....            | 3 |
| 2 生徒と教職員の人間関係づくり .....          | 3 |
| 3 生徒自らがいじめについて考える場所や機会の設定 ..... | 3 |
| 4 家庭・地域・関係機関との連携 .....          | 3 |
| 5 防止対策の検証・評価 .....              | 3 |
| 第4章 いじめの早期発見                    |   |
| 1 早期発見のための措置 .....              | 3 |
| 2 いじめの実態把握 .....                | 3 |
| 3 年間計画 .....                    | 3 |
| 第5章 いじめに対する措置                   |   |
| 1 早期の事実確認 .....                 | 4 |
| 2 いじめ対策委員会の招集 .....             | 4 |
| 3 県教育委員会への報告 .....              | 4 |
| 4 解決に向けた支援・指導・助言 .....          | 4 |
| 5 関係機関との連携 .....                | 5 |
| 6 警察との連携 .....                  | 5 |
| 第6章 重大事態への対処                    |   |
| 1 重大事態のケース .....                | 5 |
| 2 重大事態についての調査 .....             | 5 |
| 3 情報の提供 .....                   | 5 |
| 4 報道への対応 .....                  | 5 |

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題です。

本校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針を策定します。

## 第 1 章 基本的な事項

いじめとは、一定の人的関係にある他の生徒等による心理的または物う理的な行為で、被害生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

具体的ないじめの表れ（注 1）として、冷やかし、仲間はずれ、暴力、金品の要求や隠匿など、対面やインターネットを通じて行われるものがあります。

（注 1）具体的ないじめの表れとして、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視される
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴わないいじめ」も、繰り返されたり集中的に行われると重大な危険を生じさせます。加害者、被害者だけでなく、傍観者の存在にも注意が必要です。いじめの防止には、家庭、地域、学校が連携し、生徒一人一人の自尊心を育むことが重要です。また、生徒自らがいじめについて考える場や機会が必要です。さらに、いじめの早期発見・早期対応のために、定期的なアンケートや教育相談の実施など、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する必要があります。発見した場合は直ちに対応し、解決を図ります。学校だけでは対応しきれない場合は、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携して取り組みます。

## 第2章 組織の設置

### 1 名称 清流館高校いじめ対策委員会

### 2 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、教育相談室長、養護教諭、各学年の代表教員（必要に応じて柔軟に編成する）

### 3 役割

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめへの早期発見と適切な対応
- (3) 教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- (4) いじめ防止に関する年間計画の策定と進捗管理
- (5) 各取組の有効性の検証と改善
- (6) いじめ防止等基本方針の策定・見直し
- (7) 家庭・地域・関係機関との連携

## 第3章 いじめの防止

### 1 生徒相互の人間関係づくり

- (1) 協同的、体験的な活動を通じて、互いの考えを共感し尊重しあう関係を築く。
- (2) 生徒が主体的に学校の問題解決に取り組む機会を設ける。
- (3) 努力姿勢を互いに認め合う雰囲気を作る。

### 2 生徒と教職員の人間関係づくり

- (1) 生徒の良さや可能性、行動の変化に常に注意を払い、理解に努める。
- (2) 教生徒の自尊感情を尊重し、共に考え行動する姿勢を持つ。
- (3) 「楽しい授業」「わかる授業」を通じて信頼関係を育む。
- (4) 教職員研修を推進し、生徒理解を深める。
- (5) 特に配慮が必要な生徒への適切な支援と指導を組織的に行う。

### 3 生徒自らがいじめについて考える機会の設定

- (1) 学級活動や生徒会活動などで自主的に考え、議論する機会を設ける。
- (2) 総合的な学習の時間で、自己理解・他者理解を深める。

### 4 家庭・地域・関係機関との連携

- (1) 広報活動を通じて学校の取組みを広く周知し、意見を受け入れる。
- (2) 生徒の出身中学との情報交換によりきめ細かな指導を行う。
- (3) 必要に応じて関係機関と連携した指導を行う。

### 5 防止対策の検証・評価

- (1) いじめ対策委員会で取組みの実践状況と効果を検証し、見直す。
- (2) 学校評価でいじめ防止の取組みについて評価する。

## 第4章 いじめの早期発見

### 1 早期発見のための措置

いじめのサインは、被害生徒からも、加害生徒からも出ています。いじめを許さない学校づくりを進め、生徒との信頼関係を築くことで、小さな変化やサインを見逃さないよう努めます。休み時間や昼休みの生徒の様子に注目し、生徒と共に過ごす時間を積極的に設けます。また、定期的なアンケートや面接を実施し、いじめの早期発見に努めます。

### 2 いじめの実態把握

#### (1) 観察

授業、休み時間や昼休み、HR日誌の確認などを通して生徒の様子を把握します。

クラスや部活での人間関係にも注目し、気になる行為があれば情報を共有します。

#### (2) アンケート調査

全校生徒を対象にアンケートを実施し、いじめの実態を把握します。

状況に応じて、HRや部活動でもアンケートを行い、情報収集に努めます。

#### (3) 面接

HR担任による個人面接や三者面談などの機会に、いじめの実態把握を行います。

部活動でも面接や聞き取りを実施し、情報収集に努めます。

#### (4) 相談体制の整備

生徒やその保護者・教職員が、いじめについて相談できる体制を整備します。

担任と副担任の連携、スクールカウンセラーの活用、教育相談活動の実施などにより、生徒の悩みに寄り添います。

#### (5) 保護者、地域との連携

良好な人間関係を構築し、相談しやすく協力を得やすい環境づくりに努めます。

相談や通報の仕方について、学校HPやメール、保護者会などで周知します。

### 3 年間計画

年間を通じて、中学校訪問、個人面接、アンケート実施、三者面談、HR活動などに取り組み、生徒の状況把握と情報共有を行います。

| 月  | 年 間 計 画                             |
|----|-------------------------------------|
| 3  | 中学校訪問                               |
| 4  | 個人面接週間                              |
| 5  | P T A総会                             |
| 6  | 中学校訪問                               |
| 7  | 三者面談                                |
| 10 | 個人面接週間                              |
| 通年 | LHR「エンカウンター」「SNS講座」「いじめや人権に関する講話」など |

## 第5章 いじめに対する措置

### 1 早期の事実確認

いじめの相談を受けた場合や、いじめが疑われる場合は、速やかにいじめ防止対策委員会に報告し、学校全体で組織的対応する。

### 2 いじめ対策委員会の招集

いじめが確認された場合には、速やかにいじめ対策委員会を招集する。委員会では、以下の点について検討し、生徒課と連携する。

#### (1) 情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者（被害者、加害者、周囲の生徒）の確認

#### (2) 対応方針

- ・ 緊急度の確認（自殺、不登校、脅迫、暴行等）
- ・ 事情聴取や指導の際に留意点を確認

#### (3) 役割分担

- ・ 被害生徒からの事情聴取と支援
- ・ 加害生徒からの事情聴取と指導
- ・ 周囲の生徒への指導
- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関との連携

### 3 県教育委員会への報告

いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告する。

### 4 解決に向けた支援・指導・助言

いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発防止のため、以下の取り組みを継続的に行う。

#### (1) いじめを受けた生徒等への支援

- ・ 「最後まで絶対に守る」という姿勢を示す。
- ・ 具体的な計画を立て、全教職員で生徒を保護する。

#### (2) いじめを行った生徒への指導

- ・ 事態の深刻さを認識させ、いじめは許されないことを伝える。
- ・ 安易な謝罪で済ませず、自らの生き方を考えさせる。

#### (3) 周囲の生徒への指導

- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめと同じだということを理解させる。
- ・ 勇気ある行動ができなかった自分を振り返り、再発防止策を考えさせる。

#### (4) 保護者への対応

- ・ 事実を伝え、指導方針と具体策を提示し、再発防止への協力を求める。
- ・ 解決まで学校が主導し、解決後も定期的に報告する。

(5) いじめの解消

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが必要である。

## 5 関係機関との連携

警察やスクールカウンセラーなどとの協力体制を確立し、状況に応じて連携し対応する。必要に応じて、外部専門家の参加を求める。

## 6 警察との連携

いじめが犯罪行為として認められる場合は、警察に相談し、連携して対応する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察に通報するなど、適切な支援を求める。

# 第6章 重大事態への対処

## 1 重大事態のケース

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合  
生徒が自殺を企図、精神疾患の発症、重大な身体障害、金品の奪取など
- (2) いじめが原因で、年間30日以上 of 長期欠席や一定期間の連続欠席がある場合
- (3) 生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合

## 2 重大事態についての調査

- (1) 県教育委員会に報告し、指導・支援を受ける。
- (2) いじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするために調査を行う。

## 3 情報の提供

調査結果をもとに、県教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、事実関係を提供する。

## 4 報道への対応

- (1) 情報の収集・広報の窓口を一本化する。
- (2) 県教育委員会の指示に従い、事実を正確に伝える。
- (3) 個人情報や人権等に最大限に配慮する。
- (4) 不明な点はその旨を明確に答え、曖昧な回答は避ける。
- (5) 生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、取材への対応に留意する。  
校内への立ち入り、取材場所、時間など